平成２３年（フ）第３６２号
愛知県岩倉市下本町下寺廻114番地２　タウニィ117・202号
債務者　宮坂　榮二
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３６３号
愛知県岩倉市下本町下寺廻114番地２　タウニィ117・202号
債務者　宮坂　和美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７６号
大津市穴太３丁目13番37号、前住所大阪府岸和田市池尻町934番地
債務者　藤原　忠則
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７４号
大津市大将軍２丁目７番８号　アゼリアセタ205
債務者　嵯峨奈津希
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３３号
大津市浜大津３丁目７番７号
債務者　木村　義弘
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６１号
滋賀県草津市若竹町６番７号　若竹グランドハイツ204号、前住所滋賀県草津市矢橋町2070番地１
債務者　八戸　　昭
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７８号
大津市長等３丁目２番13号　ハイツナカハラ501
債務者　ペントハウスこと長崎照子こと　牛尾照代
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８３号
大津市大江２丁目17番22号　グレースコーポⅡ502号、前住所大津市大江２丁目12番12号
債務者　庭野　邦子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９０号
滋賀県湖南市石部南１－１－53　ヴェラ青木ヶ上106号、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市中村町6998番地
債務者　杉元　富男
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９５号
滋賀県湖南市三雲173番地１、前住所滋賀県湖南市三雲342番地
債務者　成澤　俊明
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０３号
滋賀県守山市吉身１丁目８番９―101号、前住所滋賀県守山市小島町1858番地４　カーサプリマベーラ102号
債務者　杉元　昭二
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６４号
兵庫県加古川市平岡町二俣1009番地　神鋼二俣社宅Ｂ３―305号
債務者　藤本　有香（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５号
島根県出雲市姫原１丁目１番地81　サニーハイツ姫原２、前住所島根県出雲市知井宮町963番地１　雇用促進住宅西出雲宿舎１―103
債務者　福田　年成
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第８５号
島根県出雲市今市町2008番地35　市営一の谷住宅321
債務者　三成千登勢（旧姓野津）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第９９８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目21番地　プラネット片縄Ⅰ505号
債務者　竹本　啓一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７６５号
福岡市中央区唐人町１丁目５番21―202号
債務者　平野　真一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部